

官報

号外

昭和二十三年四月一日

○第二回衆議院會議錄第三十六号

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)

午後七時十六分開議

議事日程 第三十三号

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)

(日)

午後一時開議

第一 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨三十日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

總理廳事務官 石原 武夫
同 内田 常雄

第二回國會議員を命ずる(三月二十九日)

國家公安委員 辻 二郎
警察本部長官 齋藤 昇
國家地方 齋藤 昇

國家地方 溝淵 増己
警察本部長官 柏村 信雄
國家地方 齋藤 昇

第二回國會議員を命ずる(三月三十日)

一、昨三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林委員 清澤 俊英君
同 野溝 勝君

予算委員 寺島隆太郎君

一、昨三十日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

農林委員 前田 種男君
同 井上 良次君
予算委員 小坂善太郎君

一、昨三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

海上保安廳法案
昭和二十一年度歳入歳出總決算
昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算

特殊財産資金歳入歳出決算

昭和二十一年度歳入歳出決算検査報告

特殊財産資金歳入歳出決算検査報告

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案

一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十一年度歳入歳出總決算
昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算

特殊財産資金歳入歳出決算

決算委員会 付託
臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)(第二八号)

財政及び金融委員会 付託
一、昨三十日芦田内閣総理大臣から議案について次の書面を受領した。

昭和二十三年三月三十日
内閣総理大臣 芦田 均
衆議院議長 松岡駒吉殿

さきに前内閣総理大臣より貴院に提出した左記の議案は、その御審議をすめられるよう御取計願いたい。

記

一、電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

なお、さきに参議院に提出し予備審査のため貴院に送付した左記の議案は、その審議をすめられたき旨参議院議長に申出ておきましたから、審査継続方然るべく御取計願いたい。

記

一、郵便為替法案
一、郵便振替貯金法案
一、家畜用血清類取締法案

一、昨三十日提出した緊急質問は、次の通りである。

香川県下における徴税官吏の職権濫用に関する緊急質問(成田知巳君提出)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 北二郎君より、農林委員長の処置について、議事進行

に関する発言を求められております。この際これを許します。北二郎君。

〔北二郎君登壇〕

○北二郎君 私は、ただいま公團法延期に関する法律案について、農林委員長代理報告に先だち、特に農民党を代表いたしまして、本案を農林委員会において審議決定せんとするにあたり、その取扱いに對し大島農林委員長代理の非民主的に對しファツシヨ的行動に對し、本議場を通じて糾明せんといたすものであります。

わが農民党といたしましては、委員会におきまして、次の理由により反對いたしておるのであります。すなわち、民主主義と官僚統制ということほど縁の遠いものはないと確信いたしておるのであります。まづたこれは民主主義に逆である。殊に日本の官僚におきましては、ほとんど世間知らずの人があると思つております。統制價格におきまして、事ごとに失敗である。あるいは一般價格にいたしまして、實際を知らない人ばかりがやつておるのでありますから、あとからあとからと引きずられておるのであります。かりに今必要とする品物でも、來年になければ來ない。これが実に官僚統制の弊害である。実に百害あつて一利も

ないものであります。昨日のラヂオを通じての街頭録音にもありましたように、國民は事ごとに現公國法に反対しておるものであります。

しかるに政府は、再びこの公國法の名のもとにおきまして、官僚統制を一段と延期強化し、一大中間搾取機關をつくり、國民の負担を歴大ならしめ、官僚の收拾機關をつくる魂胆である、私どもは思つておるのであります。つまり、あらゆる口実のもとに、末代まで官僚の手足を伸ばそうとしておるのであります。(拍手)政府は、戦時中から現在までやつておる官僚の仕事がごとく失敗であるのにもかかわらず、これに気がつかないのか。気がついていても、まだ官僚の我を通そうとしておるのか。

ただ経費だけは何百億も見ておりますが、要らぬ経費を使い、國民に負担をさせておる。ただでも貧乏しておる日本の國が、何百億の金を、要らぬ役人を養うために使う必要は断じてないのであります。(拍手)公國というから、断じて役人でないと言つても、それは申訳である。役所の方で勝手に任命する人間であります。一つもやみがなく、完全にやれるという確信がなく、このようなことをしても、断じて

これはむだであるのであります。

昨日も農林大臣は、ラヂオを通じて、やみ米を食つておると、これは公然と言つておる。國民大衆の前で明言しておるのであります。現在この公國はうまくいっていない。いわゆるこの事実が、明らかにここで証明されておるのであります。しかるにまた、現在東京におきましても、金さえあれば何でも買えるのは皆さん御存じの通りだと思つておる。官僚と営利業者が結託いたしました、勝手氣まなことをしておるのであります。

特にこの際一言申し上げたいのは、この法律の延期によりまして、せっかく生れ上りましたところの農業協同組合のその事業面から重大なる事業を取り去り、協同組合が骨抜きに形になつておるのであります。民主的にやりますには、どう考えましても、現在農村には農業協同体、都市におきましては消費者自体の組織体、すなわち生活協同組合により、生産面と消費面とを直結すべきである。すなわち、協同組合を根幹としていける機構をつくらなければ、やみもおのずからなくなり、民主的にしかも合理的にやれるはずは断じてないのであります。わが党は、この確信を断じてもつておる。

じかに、かくのごとき法律が延期されるならば、官僚統制の弊害が一層強くなることは火を見るよりも明らかであります。民主主義に逆行しておるのであります。すなわち、ポツダム宣言に相反しているのであります。私はこの重大な問題を考えると、殊に公國で現物までも官僚が取扱うという、この官僚横暴の法律が延期されることには、断然賛成しがたいのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

そこで私は、農林委員会におきまして、全生産者、全消費者の立場を代表いたしました、重大視して取上げたのであります。しかるに、三月三十日農林委員会におきまして、私は農民党を代表いたしました、この見地に立ち討論中、何らの理由なく委員の発言、私の発言を停止し、突如採決に至つたことは、明らかに議員の職権を冒瀆しております。これはこの公國法におきましては、この公國法が成立するときに同じなものであります。一つも変りない。いわゆる社会党の諸君は、まったくファッショ的だ。審議徹底を欠きたる処置は、過去の戦時中とはかくといたしまして、民主政治のもとにおきましては、断じてあるべからざるどころ

のファッショ的行動なりといわざるを得ないのであります。すなわち、今日の委員会の状態をこの際明らかにして、この違法的処置をとつた農林委員長代理に対し、嚴重にしかつ適正なる処置をとられることを希望いたしますのであります。

なおこの際、当日の速記録の一片を読み上げまして、皆さんの参考にしたいと思つておる。〔農林委員長会は公平だと呼ぶ者あり〕公平でない。

○副議長(田中高逸君) 私語を禁じます。

○北二郎君(続) そこで、この速記録には、「北委員 委員の発言を委員長がそんなに制限できるものではないのであります。実は私は、本委員会の委員は少いといえども……」、そこで委員長代理大島君は、「発言を禁じます。許しません。」——どこにこんなことができる。一体どうしてこんなことができる。議員の発言を無視しているじやないか。このように、何らの理由もなくこのような措置をとつた大島委員長代理の所見いかん。終り。

○副議長(田中高逸君) お答えいたします。ただいま北君よりお述べになりました事柄につきましては、議長は大島委員長代理から実情を確めた上、次の機会にお答えいたします。

第二 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程の順序を変更して、この際日程第二を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中高逸君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて議事日程の順序は変更せられました。

日程第二、臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長理事大島壽晴君。

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

第一條 臨時物資需給調整法の一部を次のように改正する。

第三條の二 主務大臣は、特別の必要があると認めるときには、この法律に基く権限の一部を地方公共団体の長に委任すること

ができる。

附則中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第二條 石油配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第三條 配炭公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第四條 肥料配給公團令の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第五條 酒類配給公團法の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第六條 食料品配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第七條 飼料配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第八條 油糧配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

〔大島義晴君登壇〕

○大島義晴君 たいだいまより、本日の議題となりました、内閣提出、農林委員会付託にかかる臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案に関し、その審議の経過及び結果の概要について御報告いたします。

まず、その提案の理由について申し上げます。さきに國會を通過し施行せ

られておりますところの臨時物資需給調整法、石油配給公團法、配炭公團法、肥料配給公團令、酒類配給公團法、食料品配給公團法、飼料配給公團法及び油糧配給公團法の有効期限は、いずれも本年三月末、すなわち本日をもつて終了するものでありますが、現下の経済情勢は依然これらの法令の存続を必要とする実情にあり、この際なお一箇年間期間の延長をはかるというのが提案理由の第一でございます。

次に、第一回國會において地方自治法第四十八條の改正が行われ、同改正の結果、臨時物資需給調整法に基く権限の一部を主務大臣より地方公共団体の長へ委任し得ることの規定を挿入する必要が生じたので、所要の改正を行いたいというのが第二の提案理由でございます。

本法律案は三月二十六日農林委員会付託となりましたが、臨時物資需給調整法及び酒類配給公團法は財政及び金融委員会、石油配給公團法及び配炭公團法は鉱工業委員会の所管に属するものでありますから、三委員会の連合審査会を開催することとし、昨三十日、連合して政府より提案理由の説明を受け、続いて政府委員との間に質疑應答を行ったのであります。その際、民主

党小林委員より、審査期間の関係上連合審査会を打ち切りたいとの動議が提出され、委員長はこれを詰つて全員賛成を得、暫時休憩の後農林委員会を再開することとしたのであります。

かくして、社会党井上委員より、公團の存続は、わが國経済の現状よりしてなお当分の必要性を認めざるを得ないが、その運営については幾多の批判が行われている、そこでわれわれは、國民の利便をはかるため最善の措置をとるよう政府に対して要望する、よつてこの問題については、別途各派共同提案にかかる決議案を上程することとし、原案はこれを無修正のまま通過せしめたい旨の意見が述べられ、次に民主自由党綱島委員より、臨時物資需給調整法が官僚統制の根源であること、各種公團の中間手数料が著しく高いこと等いろいろ不満がある、しかし今日のところ、各派共同提案の決議を提示して政府の反省を促すこととし、一年延長に賛成するが、一日も早く廃止する方向に努力されたい旨の見解が披露されたのであります。次に社会革新党水野委員より、決議案の上程を条件として原案に賛成する旨の意見が述べられたのであります。農民党北二郎君より、公團法二年延期に対する反対意見

がありました。次いで採決に入り、多数をもつて本法律案は原案の通り決定すべきものと議決するに至つた次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中萬逸君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告通り可決いたしました。(拍手)

各種公團の業務運営に関する決議案(大島義晴君外六名提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大島義晴君外六名提出、各種公團の業務運営に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

各種公園の業務運営に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者大島義晴君。

各種公園の業務運営に関する決議案

各種公園は、組織機構について幾多改正すべき点あるに鑑み、政府は公園運営上、官僚統制の弊に陥らざるよう留意し、特に末端配給の実務につき、配給能率の改善を図るため、廣く業界の経験者を活用するの措置を講ずべし。

右決議する。

〔大島義晴君登壇〕

○大島義晴君 ただいま議題となり、可決されました臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律に關連し、各種公園の運営については、立法の趣意に鑑みこれを遺憾なからしむる必要があり、とりわけ業務遂行にあたりましては、官僚化の防止のため民主的措置を講ずる要がありますので、ここに各派議員共同提案になる決議案を上程し、御協賛を得たいと存じます。

以下、決議案を朗讀いたします。

各種公園は、組織機構について幾多改正すべき点あるに鑑み、政府は公園運営上、官僚統制の弊に陥らざるよう留意し、特に末端配給の実務につき、配給能率の改善を図るため、廣く業界の経験者を活用するの措置を講ずべし。

右決議する。

以上の通りであります。

何とぞ皆さんの御協賛を得たいのであります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 討論の通告があります。岸本信行君。

〔岸本信行君登壇〕

○岸本信行君 ただいまの決議案に賛成の意見を申し述べます。

公園法は、万やむを得ざるに出でたる面もございますが、中にはまったく必要を認めない公園法もあります。たとえば酒類のごとき、すでにその大半が自由販賣になつておる今日においては、まったくその必要性を認めないとさえ言えるのであります。しかし、ただいま決議いたしますように、最も大きな欠陥は公園法の組織機構でありまして、要するに、これを官僚に扱わせるところに大きな欠陥がありますから、最も近き機会においてこの組織機構を改善する必要がある

と考えるのであります。しかも一箇年延期であります。国民全体がこれを失敗と認め、議会もまたことごとくこの決議をするような状態でございますから、一箇年延長はいたしましたけれども、最も速やかなる機会においてこれを廃止すべく準備を進めていただきたいということをたつた一言申し上げまして、賛成の意見といたします。

(拍手)

○副議長(田中萬逸君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○副議長(田中萬逸君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中萬逸君) 起立多数。よつて本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後七時三十七分休憩

午後八時二十六分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

明四月一日は定刻より本會議を開きます。

本日はこれにて散會いたします。

午後八時二十七分散會

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

國務大臣 栗栖 勉夫君

國務大臣 一松 定吉君

出席政府委員

總理廳事務官 石原 武夫君